

事務連絡
令和3年3月26日

公益社団法人日本バス協会 御中

自動車局旅客課

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
に関する周知及び事業主に対する協力要請について
(大企業の一定の非正規労働者の対象追加等のお知らせ)

平素より大変お世話になっており厚く御礼申し上げます。休業支援金・給付金について、令和2年10月30日及び同年11月27日付事務連絡にて傘下会員事業者への周知及び協力要請を行っておりますが、厚生労働省職業安定局雇用保険課より大企業の一定の非正規労働者を対象に加え、去る2月26日から申請受付を開始したことのほか、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方（シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。）が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長した旨連絡がありました。

今般の対象拡大を踏まえ、従前から対象としている中小企業労働者も含め引き続き周知の取組みが必要であるほか、事業主の皆様に対しては、申請への協力について、なお一層の御理解と御協力をお願いすることが必要な状況です。

つきましては、重ねてのお願いとなり大変恐縮でございますが、厚生労働省において、休業支援金・給付金の最新の概要をまとめたリーフレット（別添1）及び、改めて事業主の皆さまに協力をお願いする周知文（別添2）を作成いたしましたので、これらをご活用いただき、当該企業で働かされている労働者の中でリーフレットの内容に該当する方々への御案内の依頼も含めて、傘下会員事業者への周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。